


新		旧		
A 券	<p>●自動車所有者の方へ</p> <p>《リサイクル料金等について》</p> <p>1) リサイクル料金は、シュレッダーダストおよびエアバッグ類のリサイクルとフロン類の破壊を行うための料金です。 情報管理料金は、リサイクル工程に回った使用済自動車の状況を電子情報で管理するための料金です。リサイクル料金と情報管理料金をあわせてリサイクル料金等と称します。 リサイクル料金等は、原則前払い方式としています。</p> <p>2) 預託されたリサイクル料金等は、使用済自動車としてリサイクル・処理されるまでの間、本財団が管理しています。 リサイクル料金等の管理状況は本財団のホームページで公開しています。 (本財団は「資金管理人」として、経済産業大臣および環境大臣の指定を受けた法人です)</p> <p>3) A券の料金欄で「*****」と表示されている場合、未装備の可能性があります、リサイクル料金が預託されていないことを意味します。 使用済自動車として引取業者に引き渡すときに、預託されていない項目の装備が確認された場合は、該当分のリサイクル料金の追加預託と資金管理料金のお支払いが必要になります。</p> <p>4) 預託されたリサイクル料金等は、中古自動車として輸出し所定の手続で返還が認められた場合を除き返金できません。なお、中古車輸出に伴うリサイクル料金等の返還手続きについては、<a href="http://tel.0570-064-860">Tel. 0570-064-860</a> (平日9:00～17:00) にお問い合わせください。</p> <p>《A券ご利用上のご注意》</p> <p>1) A券は、リサイクル料金等が預託されていることを証明する書面であり、自動車の新規登録検査、および使用済自動車の引き渡し時に必要となる重要な</p>	<p>書面です。再発行はできませんので大切に保管してください。 なお、金券ではありませんので売買はできません。 リサイクル券を紛失した場合は、<a href="http://www.jars.gr.jp/gus/exju0010.html">http://www.jars.gr.jp/gus/exju0010.html</a> のリサイクル料金検索画面からリサイクル料金等の預託状況の確認と帳票印刷ができ、リサイクル料金等の預託証明書としてご利用できます。 ※操作方法などのご質問は、下欄お問い合わせ先までお電話ください。</p> <p>2) 自動車を譲渡するときは、新所有者(譲受人)にA券をお渡しください。 その場合、旧所有者(譲渡人)は自動車の車両価値部分と預託されたリサイクル料金等相当額(A券の預託金額合計欄に記載されている額)の合計額を中古車代金として新所有者からお受け取りください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>《自動車リサイクル全般のお問い合わせ先》</p> <p>Tel. 03-5673-7396(受付時間 平日8:30～20:00、土日休日9:00～18:00)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《ホームページ》</p> <p>○パソコンサイト <a href="http://www.jarc.or.jp/">http://www.jarc.or.jp/</a></p> <p>○モバイルサイト <a href="http://www.jarc.or.jp/m/">http://www.jarc.or.jp/m/</a></p> <p>右表示のQRコードを携帯電話で読み取ってご利用ください。 ※パソコンからはご利用できません。</p> </div>  <p>モバイル用のQRコード</p> </div> <p>《発行者》</p> <p>発行者:財団法人自動車リサイクル促進センター 住 所:〒105-0012 東京都港区芝大門一丁目1番30号 日本自動車会館11階</p>	<p>A券ご利用上のご注意</p> <p>●自動車所有者の方へ</p> <p>1) 料金欄のシュレッダーダスト・エアバッグ類・フロン類の各料金は、自動車メーカー等がシュレッダーダストおよびエアバッグのリサイクルとフロンの破壊を行うための料金です。これらをリサイクル料金と称します。 情報管理料金は、リサイクル工程に回った使用済自動車の状況を電子情報で管理するための料金です。リサイクル料金と情報管理料金をあわせてリサイクル料金等と称します。 リサイクル料金等は自動車所有者が(財)自動車リサイクル促進センターに預託した後、自動車メーカー等がリサイクル等を行う時まで同センターで管理致します。(同センターは「資金管理人」として、経済産業大臣・環境大臣の指定を受けた法人です)</p> <p>2) A券は、リサイクル料金等が預託されていることを証明する書面であり、自動車の新規登録検査、使用済自動車の引渡し時に必要となる重要な書面ですので、大切に保管して下さい。なお、金券ではありませんので売買はできません。</p> <p>3) リサイクル料金等預託済みの自動車を譲渡するときは、新所有者(譲受人)にA券もお渡し下さい。 その場合、旧所有者(譲渡人)は自動車の車両価値部分と預託済のリサイクル料金等相当額(A券の預託金額合計欄に記載されている額)の合計額を中古車代金として新所有者より受け取って下さい。 リサイクル料金等相当額は、所有者が(財)自動車リサイクル促進センターに預託している金銭資産に位置付けられます(消費税は非課税)。 このため、新所有者(譲受人)が法人または事業者として会計処理を行う場合は、リサイクル料金等相当額を資産勘定に計上して下さい(車両価値の償却金額とは異なり経費として処理することはできません)。旧所有者については、</p>	<p>リサイクル料金等相当の現金を受取ることとなりますので金銭資産は現金に振り変わります。 4) 使用済自動車として自動車を引取業者に引き渡すときは、A券も引取業者にお渡し下さい。 5) A券の料金欄で「*****」と表示されている項目のリサイクル料金は預託されておりません。 使用済自動車として引取業者に引き渡すときに、預託されていない項目の装備が認められた場合は、その分のリサイクル料金の追加預託と資金管理料金の支払いが必要です。 6) お預かりしたリサイクル料金等は、中古車として輸出し、所定の手続で返還が認められた場合を除き返金できません。 7) お問い合わせは、(財)自動車リサイクル促進センター(コールセンター)までお願い致します。 TEL 03-5673-7396</p> <p>●引取業者の方へ</p> <p>1) 使用済自動車を引き取る時に、最終所有者よりA券を回収して下さい。 2) 使用済自動車をフロン類回収業者または解体業者に引き渡す時に、A券も合わせてお渡し下さい。 3) 事務処理番号末尾の&lt; &gt;欄の数字は架装物区分を示しております。数字の他に「S」が記載されている場合はサイドエアバッグ装着の可能性のある車両であることを示しております。</p>
	<p>●自動車所有者(最終所有者)の方へ</p> <p>《B券ご利用上のご注意》</p> <p>1) B券は、引取業者がリサイクル料金等の預託を確認した後に、引取業者が必要事項を記入、捺印し、自動車を引取業者に引き渡した最終所有者に引取証明書としてお渡しする書面です。</p> <p>2) 引取証明書は使用済自動車(解体自動車)のリサイクル等の状況を引取業者に確認する場合や永久抹消登録の手続きが必要となるため、必ず引取業者から受け取り、自動車の抹消登録手続き等が完了するまで確実に保管してください。</p> <p>3) 使用済自動車は、都道府県知事又は保健所設置市長から登録・許可を受けた引取業者に引き渡すことが自動車所有者の義務になっています。</p> <p>4) 引取業者へ引き渡した以降の使用済自動車のリサイクル・処理状況は、<a href="http://www.jars.gr.jp/gus/exju0010.html">http://www.jars.gr.jp/gus/exju0010.html</a> のホームページで確認できます。 ※操作方法などのご質問は、下欄お問い合わせ先までお電話ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>《自動車リサイクル全般のお問い合わせ先》</p> <p>Tel. 03-5673-7396(受付時間 平日8:30～20:00、土日休日9:00～18:00)</p> </div>	<p>●引取業者の方へ</p> <p>1) B券は、使用済自動車を引き取る際に必要事項を記入、捺印した上で、最終所有者に引取証明書としてお渡しください。</p> <p>2) 使用済自動車を引き取る際に、A券の料金欄に「*****」と表示されている装備が存在する場合、最終所有者に該当分のリサイクル料金の追加預託をご依頼ください。 追加預託を確認した上で、B券の預託金額欄に表示されている金額に追加預託金額分を加算して、金額を修正、捺印の上、引取証明書として最終所有者にお渡しください。</p> <p>※A券の欄外に表示している事務処理番号末尾の&lt; &gt;欄の数字は、架装物区分を示しています。数字の他に「S」が記載されている場合は、サイドエアバッグ装着の可能性のある車両であることを示しています。</p>	<p>B券ご利用上のご注意</p> <p>●自動車所有者(最終所有者)の方へ</p> <p>1) B券は、引取業者がリサイクル料金等の預託を確認した後に、引取業者が必要事項を記入、捺印し、自動車を引取業者に引き渡した最終所有者に引取証明書としてお渡しする書面です。</p> <p>2) 引取証明書は、使用済自動車のリサイクル等の状況を引取業者に確認する場合に必要な事項を記載している書面のため、自動車の登録抹消手続き等が完了するまで確実に保管して下さい。</p> <p>3) 最終所有者は引取業者に使用済自動車を引き渡した時点で、リサイクル料金等を支払ったこととなります。このため、最終所有者が法人または引取業者として会計処理を行う場合は、経費として処理して下さい。</p> <p>4) 引取証明書は引渡し時点のリサイクル料金等の金額が記載されており、消費税の課税仕入れ等の事実を証する請求書等、経費処理の証明としても利用できます。</p>	<p>●引取業者の方へ</p> <p>1) B券は、使用済自動車を引き取る際に必要事項を記入、捺印した上で、最終所有者に引取証明書としてお渡し下さい。</p> <p>2) 使用済自動車を引き取るときに、A券の料金欄に「*****」と表示されている装備が存在する場合、最終所有者にその分のリサイクル料金の追加預託を依頼して下さい。 追加預託を確認した上で、B券の預託金額欄に表示されている金額に追加預託金額分を加算して、金額を修正、捺印の上、引取証明書として最終所有者にお渡し下さい。</p>
	<p>●自動車所有者の方へ</p> <p>《C券ご利用上のご注意》</p> <p>1) C券は、本財団が資金管理料金を受領したことを証明する書面です。</p> <p>2) 資金管理料金は、本財団がリサイクル料金等の収納および管理を行うための料金です。</p>		<p>C券ご利用上のご注意</p> <p>●自動車所有者の方へ</p> <p>1) 資金管理料金は、(財)自動車リサイクル促進センターがリサイクル料金等の管理を行うための料金です。</p> <p>2) 資金管理料金は、(財)自動車リサイクル促進センターにリサイクル料金等が預託された時点から消費されるため、資金管理料金を支払った者が法人または事業者として会計処理を行う場合は、資金管理料金を支払った時点で経費として処理して下さい。</p> <p>3) C券は、資金管理料金を受領したことを証明する書面で、支払った時点での経費処理の証明に利用することができます。</p>	
	<p>●自動車所有者の方へ</p> <p>《D券ご利用上のご注意》</p> <p>1) D券は、A券に記載されたリサイクル料金等とC券に記載された資金管理料金を自動車所有者に通知する書面です。</p> <p>2) D券の支払金額合計欄に記載されている料金をお支払いください。</p>	<p>●販売店の方へ</p> <p>1) リサイクル料金等の預託に際しては、D券を自動車所有者に提示し、リサイクル料金等について、説明するようお努めください。</p> <p>2) リサイクル料金等が預託された後は、D券は発行者控えとして切り取り、保管してください。また、A券、B券、C券はリサイクル料金等および資金管理料金を支払った方へお渡しください。</p>	<p>D券ご利用上のご注意</p> <p>●自動車所有者の方へ</p> <p>1) D券は、使用済自動車のシュレッダーダスト及びエアバッグのリサイクルおよびフロンの破壊を行うために必要なリサイクル料金、使用済自動車のリサイクル等の状況の情報管理に必要な情報管理料金及びリサイクル料金等の管理に必要な資金管理料金を通知するものです。</p> <p>2) D券の支払金額合計欄に記載されている料金をお支払い下さい。</p>	<p>●発行者の方へ</p> <p>1) D券は自動車所有者に提示し、リサイクル料金等が預託された後は、発行者控えとして切り取り、保管して下さい。</p> <p>2) A券、B券、C券はリサイクル料金等および資金管理料金を支払った方へお渡し下さい。</p>